

電子申請の流れ（浄化槽工事業登録等）

=初めて利用される方=

LoGo フォームを初めて利用される方は申請者情報の登録が必要です。

こちらから登録してください。

<https://logoform.jp/login>（外部サイト）

=受付可能な申請・届出=

1 浄化槽工事業に係る登録（申請）

新規に浄化槽工事業登録を行われる方はこちら

2 浄化槽工事業に係る更新登録（申請）

すでに浄化槽工事業登録を受けている方で、その登録の更新を行う方はこちら

3 浄化槽工事業の変更届の提出

浄化槽法 22 条第 1 項各号に掲げる事項について変更届の提出を行う方はこちら

4 特例浄化槽工事業者に係る届出・変更の届出

浄化槽工事業を営もうとする者で、建設業法に基づく土木工事業、建設工事業、管工事業のいずれかの許可を受けている者（特例浄化槽工事業者）が届け出をする場合、届出事項に変更がある場合、浄化槽工事業を廃止する場合はこちら

=ご利用方法=

1 各申請ページにアクセス

受付可能な申請・届出をご確認いただき、ご希望の手続きに合った電子申請入力フォームへお進みください。

2 必要事項の入力と添付資料の登録

案内に従い必要事項の入力と添付書類の登録を行ってください。

添付書類は PDF 化し、まとめて zip 圧縮していただくようお願いいたします。

申請後に自動返信されるメールに記載されているパスワードは、手数料納付時に必要となりますので、メールは消さずに保存しておいてください。

3 建設業課による内容確認

建設業課にて内容確認を行います。この際、入力事項・添付書類等に対し補正を行う必要があるような場合には、ご登録いただいたメールアドレス宛に「申請内容のご修正のお願い」のメールをお送りすることがございます。「申請内容のご修正のお願い」のメールを受け取りになられた方は、恐れ入りますが、LoGo フォームの申請者マイページにログインいただき、補正書類のご登録をよろしくお願いいたします。

4 手数料の入金（新規登録申請・更新登録申請）

内容確認の結果、問題なく受付が可能である場合には、ご登録いただいたメールアドレス宛に手数料の「お支払い内容確定のご案内」メールをお送りいたします。

メールをお受け取りいただきましたら、指定されたURLにアクセスし、オンライン決済を実行してください。メール受信後、7日間以内にお支払いが完了しない場合は、申請を取消させて頂く場合がございますのでご注意ください。

5 「お支払い手続き完了のご案内」の送付

すべての審査・補正を完了し、手数料の入金が確認できましたら、「お支払い手続き完了のご案内」メールをお送りいたします。

なお、登録通知書は、審査完了後、申請書の住所へ郵送いたします。建設業課にて申請内容を確認します。

* 注意事項・補足事項 *

1 支払い方法について

LoGo フォームをご利用の場合には、手数料のお支払い方法はクレジットカード*又は PayPayになります。ペイジー (pay-easy) 及び窓口でのお支払いはご利用できませんのでご注意ください。なお、手数料の金額、登録通知書発行までの期間については窓口受付の場合と同様となります。

※ 対象となるクレジットカード

VISA、Master、JCB、American Express、Diners Card

2 LoGo フォームのシステム操作などに関するお問合せ先

・LoGo フォームに関するよくあるご質問 （※以下に示す URL ヘリリンク）

(<https://logoform.tayori.com/q/logo-faq/>)

・LoGo フォームお問合せ先 （※以下に示す URL ヘリリンク）

(<https://f02f1a28.form.kintoneapp.com/public/223fb0f79af8d2a38d629ca9f79ac4b99341fcad9c154ca64fba42228b314736>)

市街地建築部 建設業課 事務担当
代表 03-5321-1111 内線 30-653